

9月9日は「救急の日」

消防本部警防課 ☎60-0177



考えよう・みんなの救急

救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただくため、毎年9月9日を「救急の日」と定め、この日を含む一週間を「救急医療週間」としています。

平成18年中に湯河原町消防署で取り扱った救急件数は、2,378件で1日平均6.5件でした。また、当町では現在までに12名の救急救命士が誕生し、高度な救命処置の運用もされています。この機会にもう一度、救急車の正しい利用方法及び応急処置の必要性について考えてみましょう。

救急車を呼ぶ時

局番なしの119番に電話をすればつながります。落ち着いて次のことを知らせましょう。

- ① 電話が通じたら、「救急」と「火事」の区別
- ② 来てほしい場所の住所とその目標の建物（自宅の電話口に住所などを書いておくとう便利です。）
- ③ 事故や病気の種類
- ④ 傷病者の数、年齢、性別

- ⑤ 傷病者の容態
- ⑥ 持病があればその病名、かかりつけの病院
携帯電話や自動車電話からの119番通報で、直接通話ができるようになりました。

救急車が到着するまで

救急車が到着するまでに、次のことを行ってください。

- ① 必要な応急手当を続ける。
電話口でその方法をお伝えします。
- ② 場所がわかりにくい時は、目標となる所まで案内人を立てたり、夜間には懐中電灯を振るなどして合図する。
- ③ 保険証やかかりつけの病院の受診カードを準備する。

救急車が到着したら

救急車が到着したら、救急隊員に次のことを伝えてください。

- ① 到着するまでの傷病者の容態
- ② 行った応急手当の内容
休祭日や夜間などの病院を照会される時は、消防署（☎60-0119）におたずねください。

応急手当啓発普及用品の寄贈

消防本部警防課 ☎60-0177

「突然の心停止」になった際に、電気ショックを与え、心臓が本来持っているリズムに回復させるための医療機器AED（自動体外式除細動器）が緊急の場合に一般の方でも使用できるようになりました。学校や公共施設などのAEDの普及、設置に伴い、8月9日に湯河原真鶴電気工事組合（浅田真隆組合長）から、AEDの使用方法が記載さ

れている応急手当講習テキスト200部と、人工呼吸用携帯マスク200個が町に寄贈されました。

消防本部では、応急手当の普及推進を図るため住民の皆さんを対象とした救急講習会に、この寄贈品を活用していきます。ありがとうございました。



住宅火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎60-0177

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

【住宅用火災警報器とは？】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙

や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。



天井タイプ



壁掛けタイプ



異常発生を警報音やメッセージで知らせます。